

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

事務所ニュースも 201 歩目となりました。こんなものでも 1 歩の積み重ねには苦しさもあります。

事業経営は、さまざまな困難に苦しみがら失敗を重ねても這い上がらなければなりません。そこから再び 1 歩を踏み出し次の成長へ向かわなければなりません。

目の前の一人の顧客に感動を与えることができるのか。自分が顧客だったら自社の商品やサービスを喜んで受け入れられるのか。そんな問いに答えを探し続けるのが事業経営なのでしょう。

1 歩を踏み出さなければ始まりません。

私の書棚より

○「弱い心」を持ったまま、ただ問題を解決する力がついてきた。結果として、この力が白鵬のメンタルを強くしてきた。弱い心はなくさなくていい。否定せず、むしろ共存することを意識する。そのために、何が不安なのか、何が問題なのかを素直に考える。
○「ふんばる力」は、強い心を持っている人だけの専売特許ではありません。心が弱い人であっても、何かのきっかけでスイッチが入る、その意味で誰もが内在させている力なのです。

「白鵬のメンタル」

内藤堅志著 講談社新書

税務アンテナ

□店舗や事務所などの賃貸に係る消費税は、平成 26 年 4 月 1 日以降に行われる貸し付けから 8 %となります。

ただし、平成 25 年 9 月 30 日までに締結した賃料の変更ができる旨の定めがない契約に基づく賃料は、旧税率の 5 %の消費税が認められる経過措置がありますが、不動産賃貸借契約では、賃料の変更ができる旨の定めがあるものが一般的であることから経過措置の適用は認められません。

また、4 月分を 3 月に支払う前家賃や 3 月に 1 年分を支払う場合は、旧税率 5 %による家賃を支払ったものとして取り扱われます。ただし、請求書等で新税率 8 %により消費税を請求されたことが明らかであり、これを支払っている場合には、新税率 8 %が認められます。

□ゴルフ会員権を譲渡した場合の譲渡所得の計算は、譲渡利益から 50 万円を控除して、さらに所有期間が 5 年超のものについては 2 分の 1 にします。

収入金額より取得費及び譲渡費用が満たない場合の損失額は他の所得金額から控除する損益通算が認められています。

ただし、この損益通算も平成 26 年 4 月 1 日以降の譲渡から廃止されます。

なお、預託金返還請求権の行使による損失については、損益通算はできません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

2 月の税務スケジュール

| | |
|------|--|
| 10 日 | ○ 1 月分の源泉所得税の納付 |
| 16 日 | ○ 所得税確定申告の受付 (休日につき 17 日) |
| 28 日 | ○ 12 月決算法人の確定申告 ○ 6 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 3 月、6 月、9 月決算法人の消費税中間申告 |

| | |
|------|----------------------------|
| 28 日 | ○ 2 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 |
|------|----------------------------|

今月の贈る言葉『いつも失敗してきた。だから、もう一度挑戦する必要があった』
by ヴェルディ